別冊

# 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく 促進区域の設定に係る基準

令和5年(2023年)3月 福島県

# —目 次—

第1章	基本的事項	
1	基準策定の趣旨	• • • 1
2	基準の位置づけ	• • • 1
3	基準の対象	• • • 1
第2章	基準	
1	基本的な考え方	2
2	区域に関する基準	2
( -	1)促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	2
(2	2)配慮が必要な区域	• • • 4
	ア 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域	• • • 4
	イ 地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域	• • • 4
3	考慮すべき事項に関する基準	• • • 5
( -	1)事業実施における共通考慮事項	• • • 5
(2	2) その他考慮すべき事項	• • • 5
第3章	地域脱炭素化促進事業に関する例示	
1	地域脱炭素化促進事業が想定される箇所の例示	• • • 6
2	地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示	• • • 7
第4章	基準の見直しについて	8
【別表	1】太陽光発電設備に係る考慮すべき事項	• • • 1 1
【別表 2	2】風力発電設備に係る考慮すべき事項	• • • 1 7

# 第1章 基本的事項

#### 1 基準策定の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)が改正され、令和4年4月から、 都道府県、政令市、中核市、施行時特例市については、地方公共団体実行計画(区域施策編)におい て、その区域の自然的社会的条件に応じた再生可能エネルギーの利用促進等の施策に関する事項に加 え、その実施に関する目標を定めることとされました。また、これら以外の市町村についても、同様 に施策に関する事項やその実施に関する目標を定めるよう努めることとされました。

あわせて、全ての市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域の設定、 地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努め ることとされました。また、都道府県は、促進区域の設定に当たり、地方公共団体実行計画におい て、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、市町村が定める促進区域の設定に関する 基準を定めることができるとされました。

県は、令和3年2月に福島県2050年カーボンニュートラル宣言を行い、令和3年12月に改定した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」では「2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出す」ことを目標とする等、地域と調和した再生可能エネルギーの利活用を促進する考えです。一方で、再生可能エネルギーの導入の課題としては、生活環境や自然環境に及ぼす影響に対する地域の懸念等があります。このため、市町村が円滑に促進区域を設定し、地域脱炭素化促進事業が推進できるよう、促進区域の設定に関する福島県基準(以下「基準」という。)を定めることとしました。

#### 2 基準の位置づけ

本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準です(第3章を除く)。

#### 3 基準の対象

- 太陽光発電設備(太陽光を電気に変換するもの)
- 風力発電設備(風力を電気に変換するもの)

#### 第2章 基準

### 1 基本的な考え方

本県の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、次の考え方を基本に基準を策定しました。

- 本県の地域特性を踏まえた安全・安心な再生可能エネルギーの推進
- 本県を特長づける多様な自然的・社会的機能を持つ森林の役割を重視した再生可能エネルギーの推進
- 本県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再生可能エネルギーの推進
- 本県の自然豊かな環境・景観等と調和した再生可能エネルギーの推進

## 2 区域に関する基準

#### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則(平成 11 年総理府令第 31 号。以下「省令」という。)第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」については、表1に掲げる区域とします。市町村は、本区域について水源の保全や防災等の地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、促進区域に設定することはできません。

表 1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
防災	• 砂防指定地	• 砂防法
		• 福島県砂防指定地等管理条例
	・地すべり防止区域	・地すべり等防止法
	• 急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	• 土砂災害特別警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
		の推進に関する法律
	• 河川区域	・河川法
森林	• 保安林	・森林法
	• 地域森林計画対象森林(太陽光発	
	電設備のみ)	
	・市町村が法人等と保全すべき森	• 協定書等
	林としている協定等を締結してい	
	る区域(例:林地開発許可行為の	
	残置森林等の管理に関する協定	
	書)	

農地	• 農用地区域内農地	・農業振興地域の整備に関する法律
	• 甲種農地	• 農地法
	・第1種農地(太陽光発電設備のみ)	
自然地	• 水環境保全区域	• 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保
		全に関する条例
	• 自然公園 特別保護地区	・自然公園法(特別保護地区及び第1~3種特別
	第1種特別地域	地域)
	第2種特別地域	•福島県立自然公園条例(第1~3種特別地域)
	第3種特別地域	
	• 自然環境保全地域 特別地区	• 福島県自然環境保全条例
	• 県指定鳥獣保護区特別保護地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す
		る法律
	• 絶滅のおそれのある種に指定さ	・ふくしまレッドリスト
	れている希少野生動植物の生育・	
	生息地	
	・ラムサール条約湿地	・ラムサール条約
	• 海岸保全区域	・海岸法
景観・	• 風致地区	• 都市計画法
文化財	・ 歴史的風致維持向上計画で定め	・地域における歴史的風致の維持及び向上に関す
	る重点区域	る法律(歴史まちづくり法)
	• 指定 • 登録等文化財(重要伝統	• 文化財保護法
	的建造物群保存地区、重要文化的	• 福島県文化財保護条例
	景観、史跡名勝天然記念物等)	・各市町村の文化財保護条例
	• 特別緑地保全地区	• 都市緑地法
その他	・設置が禁止されている区域	・法律、法律に基づく命令(告示含む)、条例又
	(太陽光発電設備、風力発電設備	は地方公共団体の執行上の規則(規程を含む)
	それぞれの促進区域について)	

#### (2) 配慮が必要な区域

#### ア 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

市町村は、次の表2に掲げる区域を含む区域を促進区域に設定しようとする場合は、当該促進 区域内での地域脱炭素化促進事業の実施が同表の各区域指定の目的達成に支障を及ぼすおそれ があるかどうかを検討した上で設定するとともに、地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、 当該区域の指定の目的達成に支障を及ぼさないための配慮が確保されるよう、法第 21 条第5 項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画(区域施策 編)へ位置付けることが必要です。

表2 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

衣と 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域		
分類	区域名	区域を定める法令・条例等
水源	• 特別排水規制水域	・福島県生活環境の保全等に関する条例
	• 地下水水質保全特別区域	
土壌	• 要措置区域	• 土壌汚染対策法
	• 形質変更時要届出区域	
防災	• 河川保全区域	• 河川法
	• 山地災害危険地区	• 林野庁長官通達
	• 土砂災害警戒区域	・土砂災害警戒区域等のおける土砂災害防止
		対策の推進に関する法律
	• 土砂災害危険箇所	• 国土交通省通達
自然地	• 自然公園 普通地域	・自然公園法
		• 福島県立自然公園条例
	• 自然環境保全地域	• 福島県自然環境保全条例
	• 緑地環境保全地域	
	• 県指定鳥獣保護区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関
		する法律
景観	• 景観形成重点地域	• 景観法
		• 福島県景観条例
都市	・地区計画の区域	• 都市計画法
計画		

#### イ 地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域

市町村は、次の表3に掲げる区域を含む区域を促進区域に設定しようとする場合は、当該促進区域内での地域脱炭素化促進事業の実施による同表の各区域に対する影響等への配慮が確保されるよう、法第21条第5項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画(区域施策編)へ位置付けることが必要です。

表3 地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要となる区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
歴史・文化	・周知の埋蔵文化財包蔵地	• 文化財保護法
都市等	・用途地域のうち居住専用地域	• 都市計画法
	・公園及びその周辺	
	・学校及びその周辺など	

# 3 考慮すべき事項に関する基準

#### (1) 事業実施における共通考慮事項

市町村は、促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業の認定等に当たっては、基準の基本的な考え方に従い、次の事項について考慮することが必要です。

- ・ 斜度30 度以上の斜面には、発電設備\*を設置しないこと。
- 騒音の影響が懸念される場合には、住宅・道路敷地境界等から発電設備\*を環境影響がなくなるよう離隔及び植栽等を施すこと。

※送配電設備(送電線、電柱等)は除く。

### (2) その他考慮すべき事項

市町村は、太陽光発電設備については別表1「太陽光発電設備に係る考慮すべき事項」、風力発電設備については別表2「風力発電設備に係る考慮すべき事項」を参照し、同表の「収集すべき情報」について、その「収集の方法」により必要な情報を収集した上で促進区域を設定することが必要です。

また、促進区域内で行われる事業について同表の「適正な配慮を確保するための考え方」に基づき必要な措置が講じられるよう、法第21条第5項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画(区域施策編)へ位置づけることが必要です。

## 第3章 地域脱炭素化促進事業に関する例示

## 1 地域脱炭素化促進事業が想定される箇所の例示

市町村が、促進区域を設定するに当たり、地域脱炭素化促進事業の実施が想定される箇所を例示すると次の表4ーアから表4ーウに掲げるとおりです。

# (1)建物屋根(太陽光発電設備のみ)

表4-ア 建物屋根において想定される箇所の例示

想定される箇所	解説	
教育関連施設(大学等)	エネルギーの大きな需要地であるとともに、大きな屋根を有している場合が	
大型商業施設	多い場所であるため。	
大型スポーツ施設		
工場		
商店街(アーケード)	アーケード等への太陽光発電の設置や、商店街単位でのエネルギーの利活用	
	やエネルギー自立が可能な場所であるため。	
住宅	建築物が多く、エネルギー自立が可能であるため。	

# (2)地上への設置

表 4 ーイ 地上への設置において想定される箇所の例示

3. 1 SIZ OKET-88 CARCETO EMONA		
想定される箇所	解説	
未利用地(活用されてい	2050 年カーボンニュートラルの達成のためには、十分に活用されていない	
ない土地)	土地に積極的に再生可能エネルギー設備を導入していく必要があるため。	
• 廃校	廃校舎の屋根やグラウンドなど大きな敷地を有し、有効利用できる場所であ	
(太陽光発電設備のみ)	るため。	
• 工場跡地	既に開発済みであり、環境に影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれる場所	
	であるため。	
・ 再生利用困難な荒廃農		
地		
• 最終処分場跡地		
(太陽光発電設備のみ)		
• 産業団地	既に開発済みであることに加え、産業団地という大きな需要地に再生可能工	
(太陽光発電設備のみ)	ネルギー設備があることは、エネルギーの利活用やエネルギー自立が可能な	
	場所であるため。	

#### (3) その他(太陽光発電設備のみ)

表 4 一ウ その他設置が想定される箇所の例示

想定される箇所	解説	
駐車場	カーポート型の太陽光発電設備の設置が期待される。また、電気自動車普及に	
	伴い、商業施設や事業所での活用が想定される場所であるため。	

## 2 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示

地域脱炭素化促進事業の実施に当たり、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて取り組むべき内容として、市町村が法第 21 条第5項第5号ロの規定により地方公共団体実行計画(区域施策編)の「地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組」に定める事項を例示すると表 5 に掲げるとおりです。

表 5 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示

事項の例示		
地域・近隣住民との	地域と調和した再生可能エネルギー事業とするためには、地域住民との合意形	
合意形成の努力	成が重要であり、説明会を開くなど地域住民とのコミュニケーションをとる場	
	を設けることが望ましい。また、そこでの意見については、できる限り対応で	
	きるよう努力し、再生可能エネルギー事業が地域の懸念事項とならぬよう合意	
	形成を行っていくことが望ましい。	
災害時の非常用電源	災害時に発電した電気を使用できるような設備を備えていることが望まし	
としての活用	い。また、地元区や自治体などとの災害協定を結ぶなど、あらかじめ災害時	
	の協力体制を構築しておくことが望ましい。	
環境教育への活用	再生可能エネルギー設備の見学会を開くことにより、子供たちが実際に再生	
	可能エネルギー設備を見ることによって、環境意識の向上などの効果が期待	
	される。	
売電収益の地域還元	地域のエネルギー資源を活用していることから、それにより得た売電収益の	
	一部をその地域へ還元し、地域の課題解決を含めた活動へと繋がることが望	
	ましい。	
地域づくりの取組参	地域のエネルギー資源を活用していることから、電気事業を超えた地域づく	
ם ל	りにも積極的に関与する事業であることが望ましい。	
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー電気の価値を認識しながら、その地域で使われることが	
電気の地域内経済循	望ましい。	
環	そのためにも、地域新電力等と協力し、地域の経済循環を推進するようなス	
	キームとなることが望ましい。	
地域産業への貢献	再生可能エネルギー電気の価値を認識しながら、その地域で作られる製品・	
	サービスのエネルギーとして使用されることが望ましい。当該発電事業が生	
	み出す多様な産業・雇用効果について、積極的な地元活用及び地元雇用に配	
	慮することが望ましい。今後、中小企業がサプライチェーンの中で求められ	

	る再生可能エネルギー100%の要請に対し、電力供給の観点から積極的に協
	力されることが期待される。
事業における知識・	地域のモデル事業となるため、事業実施に当たって得られた知見や技術につ
技術の共有	いては、今後の地域での取組のために積極的に共有されることが望ましい。
地元資本の事業者と	その地域との関係性を強く持った事業者が行う、地域主導型の再生可能エネ
の連携	ルギー事業となることが望ましい。また、地元資本外の企業による外部主導
	型の再生可能エネルギー事業の場合でも、協力企業として地元企業が参画す
	るなど、できる限り地域協働型の事業となることが望ましい。

# 第4章 基準の見直しについて

省令第5条の6第5項の規定により、本戦略で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の 自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適時行うものと します。

#### 〈参考〉国の基準(促進区域設定に係る環境省令)等

## 〇促進区域から除外すべき区域

区域名	区域を定める法律
原生自然環境保全地域、	自然環境保全法
自然環境保全地域	
国立/国定公園の特別保護地区・海域国立公園地区・	自然公園法
第1種特別地域	
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化
	に関する法律
生息地等保護区の管理地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保
	存に関する法律

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成 30 年法律第 89 号)で対象としている一般海域での洋上風力発電設備等、海域\*に設置される事業は、地域脱炭素化促進事業の対象外。

※漁港の区域内の水域若しくは公共空地又は海岸保全区域(海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第40条第1項第2号及び第3号に規定するものに限る)は除く。

## 〇市町村が考慮すべき区域・事項\*\*

	区域名	区域を定める法律
区域	国立公園、国定公園(上表以外)	自然公園法
	生息地等保護区の監視地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保
		存に関する法律
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す
		る法律
	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
事項	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保
		存に関する法律
	騒音その他生活環境への支障	_

※促進区域に含む場合は、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域 /促進区域の設定の際に、環境保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

# 【別表1】 太陽光発電設備に係る考慮すべき事項

	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方
考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
①環境の自然的	- 内構成要素の良好な状態の保持に関	する事項	
騒音による影	・保全対象施設(学校、病院、 特別養護老人ホーム、保育所 等)の分布状況	・EADAS ・各市町村教育委員会ホームページほか	・保全対象施設(学校、病院等)とパワーコンディショナまでの距離を明確にし、必要に応じ騒音の距離減衰式を用いて、騒音レベルを予測すること。 ・騒音による影響が懸念される場合には、保全対象施設との敷地境界から発電設備を概ね5m程度の離隔、十分な減衰性能を有する植栽又は防音壁を設置するなどの対策を講じること。
響	・区域の区分の確認(騒音規制 法)	・各市町村環境担当課への確認	・騒音による影響が懸念される場合には、パワーコンディショナ等への 囲いや、保全対象施設との境界部に防音壁等を設置するなどの防音対策 を講じること。 ・適切な維持管理を行い、異常音等が発生しないか確認し、異常時には 早急な対応ができるメンテナンス体制を整えること。
	・特別排水規制水域及び地下水 水質保全特別区域の指定の有無	・県環境関連課、各市町村環境担当課への 確認	・事業実施に当たり、当該区域を含む場合には、環境に影響を及ぼすおそれがないか調査し、必要な措置を講ずること。
	・事業に伴う排水の状況	・県環境関連課、各市町村環境担当課への 確認	・コンクリート工事等によりアルカリ排水が発生するおそれがある場合 等、事業活動に伴う排水は、適切に処理して排水すること。
	・地域の隆水量の状況	・気象庁ホームページ「過去の気象データ 検索」 (https://www.data.jma.go.jp/obd/stats /etrn/index.php)	・過去の気象状況を確認し、大雨による影響が懸念される場合には、造成工事を行う時期を調整すること。
	・地域の降水量の状況		・降雨時に事業地からの排水による水濁が確認された場合に、適切に対 処できるよう管理体制を十分に整えておくこと。
水の濁りによ	・保安林・地域森林計画対象森 林の分布状況(森林法)	<ul> <li>・EADAS</li> <li>・関東森林管理局への確認</li> <li>・県農林事務所森林林業部への確認</li> <li>・森林計画図</li> <li>・ふくしま森マップ (https://www2.wagmap.jp/fukushima-shinrin/Portal)</li> </ul>	・事業実施の検討に当たっては、雨水の流出量や浸透・涵養量の変化について適切に調査を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減すること。
る影響			・伐採・伐根を伴う造成工事を行う場合、植物又は構造物で法面を被覆するなど、地表を流れる雨水による浸食を防ぐ対策を検討し、実施すること。
	・河川の漁業権の設定の状況	・EADAS ・平成二十五年九月三日付け福島県報号外 第六十一号別冊「第五種共同漁業権免許」	・排水先の河川に漁業権が設定されていたり、飲料水、農業用水等へ使用されている場合には、調整池による洪水流用の抑制を行うことに加え、仮設沈砂池や濁水処理施設等の設置を検討すること。
	・保護水面の指定の有無(水産 資源保護法)	・EADAS ・福島県漁業調整規則(令和2年福島県規 則第68号)	また、事業区域内に保護水面が設定されている場合は、水産資源保護法第二十二条第一項にもとづき必要に応じて都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けること。
	・河川の利用状況(飲料水、農 業用水等)	· EADAS	
	・湖沼等の位置と規模、貯水量	· EADAS	・水のかん養機能等に留意した造成計画を検討すること。
重要な地形及び地質への影響	・注目すべき地質・地形の存在	・EADAS ・地形図、国土基本図、土地条件図 国土 地理院(https://maps.gsi.go.jp/) ・日本の地形レッドデータブック第1集 (日本の地形レッドデータブック作成委員 会) ・主要土地のボーリング調査など	・事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合は、その周辺環境も保全し、周囲と一体的に残存させるよう事業を行うこと。
	・国・県が指定する地形、地質 に関する天然記念物の存在の有 無(文化財保護法・福島県県文 化財保護条例)	福島県教育委員会ホームページ「ふくしまの文化財情報」 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ edu/bunkazai01.html)	・事業区域周辺に国、県が指定する地形、地質に関する天然記念物が存在する場合は、当該地点からの眺望・景観に配慮した配置、塗色等を採用すること。

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方
<b>考慮</b> 灯篆事垻	収集すべき情報	収集方法	(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	・土砂災害警戒区域、土砂災害 特別警戒区域の指定の有無(土 砂災害防止法)	・各市町村等が作成するハザードマップ ・県建設事務所及び砂防事務所へ確認	・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(土石流)の上流域において事業区域を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域を検討すること。
	・土砂災害危険箇所(土石流危 険渓流、地すべり危険箇所、急 傾斜地崩壊危険箇所)の有無	・県建設事務所への確認 ・県農林事務所森林林業部への確認 ・福島県河川流域総合情報システム (http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/	・事業区域内または上流の残流域部分に、土砂災害危険箇所及び山地災 害危険地区に指定された地区が存在する場合は、残流域の面積、渓流勾
	・山地災害危険地区(山腹崩壊 危険地区、地すべり危険地区、 崩壊土砂流出危険地区)の有無	) ・ふくしま森まっぷ (https://www2.wagmap.jp/fukushima- shinrin/Portal)	配などを勘案し、施設規模を検討のうえ災害が助長・誘発されることがないよう適切な防止策を検討すること。
土地の安定性 への影響	・土地の災害履歴	・国土交通省土地保全図(災害履歴図 https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/tochimizu/ F5/MAP/507003.jpg) ・県災害関連課、各市町村災害関連課の所 有する関係資料	・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、 土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識 するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実 施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な整備を行うこと。
	・河川保全区域、海岸区域、海 岸保全区域の指定の有無(河川 法、海岸法)	・河川管理者へ確認	・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、審査を行い、 当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにす ること。
	・斜度、高低差の状況	・EADAS ・地形図、国土基本図、土地条件図 (国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/)	・斜度30度以上の斜面には、発電設備を設置しないこと。 ・事業区域に斜度30度以上の急傾斜地及びそれに隣接する土地が含まれる場合には、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されることがないよう、適切な防止策を講じること。
	・盛土、切土の有無	・県建設事務所への確認	・事業実施に伴い盛土、切土を行う場合には、法令・条例等で定められる基準等を確実に遵守し、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工などの、土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じること。
	・保全対象施設(学校、病院、	・EADAS ・各市町村教育委員会ホームページほか	・住宅の窓に反射光が差し込むなど、保全対象施設等への影響が懸念される場合は、反射光の原因となるアレイについて、向きを調整したり、可能な場合は配置を調整して、影響が軽減されるように対策を講じること。
	特別養護老人ホーム、保育所等)の分布状況		・反射光による影響が特に懸念される場合は、防眩性能の高い設備の採 用を検討すること。
反射光による			・保全対象施設との境界部にフェンスを設置したり、植栽を施すなどの環境保全措置を実施すること。
影響	・用途地域のうち住居専用地域 (1・2種低層、1・2種中高 層)の指定状況	・各市町村都市計画担当課への確認	・反射光による影響がある場合には、住宅敷地境界から発電設備を概ね 5m程度の離隔又は植栽を行うなどの対策を講じること。
	・交通機関の状況	· EADAS	・反射光による影響がある場合には、道路境界から発電設備を概ね5m程度の離隔又は植栽を行うなどの対策を講じること。 ・事業区域近くに主要な交通網(高速道路等)がある場合には、太陽光パネルの反射光による運転者への影響が懸念されることから、配置場所、角度等を配慮すること。

	考慮対象事項を考慮するに当	たって収集すべき情報及びその収集方法	適正な配慮を確保するための考え方
考慮対象事項	 収集すべき情報	収集方法	(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
②生物の多様性	E <mark>の確保及び自然環境の体系的保全</mark>	に関する事項	ロセンリる水がVIAエペン地上は11版で作体する地別は11年/
		・河川水辺の国勢調査の生物調査結果(国土交通省) ・生態系被害防止外来種リスト(環境省) ・県等の所有する既存アセス事例 ・レッドデータブック(環境省) ・レッドデータブックふくしま(福島県)	・動物の繁殖や生息条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、地下工事等を避けること。
動物の重要な 種及び注目す べき生息地へ の影響	・注目すべき動物の生息状況	・レッドリスト(環境省) ・ふくしまレッドリスト(福島県) ・自然環境保全基礎調査結果(環境省) ・学術調査、学術論文 ・各市町村誌、県自然保護関連課、各市町村自然保護関連課資料等 ・地元の研究者等からの聞き取り	・注目すべき種及び個体群のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。
	・国内希少野生動物種の生息状況 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)	環境省ホームページ「国内希少野生動植物種一覧」 (http://www.env.go.jp/nature/kisho/do mestic /list.html)	・事業区域において、希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合 は、原則として事業区域に含めないようにすること。
	・国・県が指定する動物に関する天然記念物の存在の有無(文 化財保護法・福島県文化財保護 条例)	の文化財情報」 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ edu/bunkazai01.html)	・事業区域において、当該動物の生息・繁殖が確認された場合は、その活動に影響を及ぼさないよう、配慮した事業を行うこと。 ・当該動物の事業区域への侵入を防止するため、柵やフェンス等を設置すること。
		・EADAS ・自然環境保全基礎調査(植生調査)の調査結果 ・環境省生物耐用性センターホームページ・国立・国定公園特別地域内指定植物図鑑(環境庁、1983) ・レッドデータブック(環境省) ・レッドデータブックふくしま(福島県)	・注目すべき個体、集団、種及び群落のうち極めて価値の高いものが分 布する場合は、原則としてその生育場所の土地の改変を行わず、その生 育環境の保全に必要な条件(水象、日照等)を確保するなどにより、将 来わたって残存させること。また、万が一生態系に影響が生じた場合に は、原状回復及び回復措置を行うこと。
植物の重要な 種及び重要な 群落への影響	・注目すべき植物の生育状況	・レッドリスト(環境省) ・ふくしまレッドリスト(福島県) ・植物群落レッドデータブック(日本自然 保護協会、1996) ・学術調査、学術論文 ・各市町村誌、県自然保護関連課、各市町 村自然保護関連課資料等 ・地元研究者等からの聞き取り	・注目すべき植物の生育立地の条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、工事等を避けること。
	・特定植物群落、巨樹・巨大林 等の分布状況	· EADAS	・注目すべき個体への影響がないよう、造成区間の縮小、区域の変更等により、注目すべき植物の育成環境、植生、土壌、保全機能等の減少、 低下等をできる限り抑えること。
	・国内希少野生動物種の生息状況(絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保全に関する法律)	環境省ホームページ「国内希少野生動植物種一覧」 (http://www.env.go.jp/nature/kisho/do mestic /list.html)	・事業区域において、希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合
	・国・県が指定する植物に関す る天然記念物の存在の有無(文 化財保護法)	福島県教育委員会ホームページ「ふくしまの文化財情報」 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ edu/bunkazai01.html)	は、原則として事業区域に含めないようにすること。

***	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方
考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	- (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	・自然公園に係る普通地域の該 当の有無(自然公園法、福島県 立自然公園条例)	· EADAS	・事業区域に自然公園に係る普通地域が含まれる場合には、主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、また、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと、かつ、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
地域を特徴づ ける生態系へ の影響	・自然環境保全地域(福島県自 然環境保全条例)、緑地環境保 全地域(福島県自然環境保全条 例)及び県指定鳥獣保護区(鳥 獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律)の指定の 有無	・県自然保護関連課への確認	・事業区域に当該区域が含まれる場合には、事業実施前に生態系への影響を及ぼすおそれがあるかどうかを調査し、生態系に影響をおよぼさないよう必要な措置を講ずること。
③人と自然との	)豊かな触れ合いの確保に関する事 	·項	
			・景観形成重点地域内で事業を行う場合には、景観法、条例に基づく景 観計画に定める「景観形成基準」を遵守すること。
主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な	・景観形成重点地域の指定の有 無(景観法)	・福島県ホームページ「福島県景観行政の 概要と景観関係法令」 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/ 16035b/shizenhogo14.html)	・条例規則で定める、眺望点(※)から見た完成予想図を作成し、景観への影響を確認すること。 ※眺望点:地域にとって重要な景観を眺望できると県が指定した箇所又は不特定かつ多数の者が利用している眺望する箇所・眺望点や稜線、斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避け、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、違和感が生じないよう施工方法を工夫し、設置の高さを極力抑える、低反射や低明度・低彩度のものにするなど周辺景観との調和に配慮すること。
眺望景観への 影響	・周知の埋蔵文化財包蔵地の登録状況(文化財保護法)	・各市町村文化財担当課等への確認	・事業区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれる場合には、文化財保 護法により協議を実施し、必要な保護措置を実施すること。
	・指定・登録等文化財(重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、史跡名勝天然記念物等)等の有無(文化財保護法)	・文化庁ホームページ「文化的景観」 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bun kazai/shokai/keikan/) ・各市町村文化財担当課等への確認	・事業区域内に重要文化的景観を含まないこと。また、事業区域が重要文化的景観に近接している場合には、県で指定した眺望点等からみた完成予想図を作成するなど、景観への影響を確認し、指定・登録等文化財を損なうことがないようにすること。 ・過去に歴史、文化的に重要な経過を持つ土地の場合には、原則として事業区域に含めないようにすること。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・キャンプ場、公園、登山道、 遊歩道、自転車道等の自然との 触れ合いの活動の場の状況	・各市町村環境担当部署への確認 ・全国観光情報ファイル ・観光便覧、観光パンフレット	・事業区域内に人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。また、人と自然との触れ合いの活動の場の利用に影響が想定される場合には、影響の大きい時期を避けて事業実施を行うことを検討すること。
	・自然と触れ合うイベント等の開催状況	・EADAS ・各市町村関係課への確認 ・県、各市町村が発行する機関誌など ・自然体験活動等を実践するNPOの資料	・事業区域近郊で、自然と触れ合うイベント等が開催される時期においては、工事等を避けるなどの配慮を行うこと。

	考慮対象事項を考慮するに当	たって収集すべき情報及びその収集方法	適正な配慮を確保するための考え方
考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
④その他都道原	- 守県が発電施設の特性、地域特性に	- - 応じて特に配慮が必要と判断する事項	
	・県営林の有無(福島県県営林 事業用公有財産取扱要綱)	・県各農林事務所森林林業部への確認	・促進区域に設定された場合、県営林内で事業を行う場合は法令で定める手続きを行う必要があるため、事業の計画段階から適正な配置を確保できるか、検討すること。
	・浸水想定区域(洪水)の指定 の有無		・事業区域内に浸水想定区域が含まれる場合には、洪水によって想定される浸水深に応じて、パワーコンディショナなどの電気設備に対し、かさ上げ等の対策を行うこと。
	・要措置区域及び形質変更時要 届出区域の指定の有無(土壌汚 染対策法)	・県地方振興局環境担当課への確認 ・福島県ホームページ「土壌汚染対策法に 基づく要措置区域等の指定状況」 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/ 16035c/dojo-kuiki.html)	・要措置区域内で事業を行う場合には、土壌汚染対策法第9条各号に該当するか確認をし、該当しない場合には土地の形質の変更を伴う工事は行わないこと。 ・形質変更時要届出区域内においては、土地の形質の変更に着手する前に、環境公会の実践に従い民事等を行うませ
その他都道府	・歴史的風致維持向上計画で定 める重点区域の指定の有無(地 域における歴史的風致の維持及 び向上に関する法律)	・各中核市環境関連部局への確認 ・各市町村歴史的風致関連課ホームページより確認	に、環境省令の定めに従い届出等を行うこと。 ・重点区域内に事業区域を含まないよう検討すると共に、重点区域内の 重要文化財や史跡等、主要な視点場から見えない位置に設けたり、施工 方法を工夫し設置の高さを極力抑える、低反射や低明度・低彩度のもの にするなど周辺景観との調和に配慮すること。
県が発電施設 の特性、地域	・地区計画の区域の策定状況 (都市計画法)	・各市町村都市計画関係部署への確認	・事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた 目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を 行うこと。
特性に応じて 特に配慮が必 要と判断する 事項	・太陽光発電設備のFIT・FIP認 定設備の位置等	<ul> <li>・EADAS</li> <li>・資源エネルギー庁ホームページ「固定価格買取制度事業計画認定情報 公表用ウェブサイト」(https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo)</li> </ul>	・既存設備、または今後の事業計画に近接する場合には、それらを含めた大きな一体の事業とみなし、適切な環境配慮を講じること。
	・設置後の維持管理計画及び事 業終了後の処分計画の有無	・事業計画策定ガイドライン(太陽光発電) (https://www.enecho.meti.go.jp/catego ry/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_ 2017/legal/guideline_sun.pdf) ・廃棄等費用積立ガイドライン (https://www.enecho.meti.go.jp/catego	・検討した環境配慮の対策に基づき定期的に発電設備等の状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。また、故障、災害等による損傷及び事業終了後の設備の放置や不法投棄を防ぐため、適切な撤去・処分について事前に計画すること。計画策定に当たっては、資源エネルギー庁作成の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)及び廃棄等費用積立ガイドラインを準拠すること。
	・過去の土壌汚染の確認	<ul><li>・各市町村環境担当課への確認</li><li>・県地方振興局環境担当課への確認</li></ul>	・過去に工場・事業場・廃棄物の処理施設等で使用された土地の場合に は、改変による河川・地下水への影響に配慮すること。
	・地域住民の太陽光発電への声	・アンケートの実施 ・各市町村関係部局による確認	・事業実施に当たっては、地域住民から寄せられた意見等に配慮するとともに、説明会を開催するなど積極的な情報公開に努め、住民への説明を十分に行うこと。
	・森林整備関係補助事業施行地	<ul><li>・各市町村森林担当課への確認</li><li>・県各農林事務所森林林業部への確認</li></ul>	・事業施行地である場合は、転用制限期間等を確認の上、必要に応じて 区域から除外すること。

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組 として
<b>方思</b> 別家事項	収集すべき情報	収集方法	位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	・周辺の農地の位置等	・各市町村農業委員会への確認	・再エネ設備及び付帯設備と農地の間に適切な距離を確保し、周辺農地における日照及び通風等に支障を及ぼさないように配慮すること。 ・再エネ設備及び付帯設備の事業地に適正な規模の排水施設を設けるなど、周辺農地の農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないように配慮すること。
	・緑の回廊	・関東森林管理局に聴取	・促進区域の検討に当たっては、関東森林管理局や県とよく相談すること。また、緑の回廊の設置趣旨を踏まえ、緑の回廊における促進区域の設定は極力避けること。
その他都道府	・最終処分場跡地	<ul><li>・各中核市環境担当課への確認</li><li>・県地方振興局環境担当課への確認</li></ul>	・最終処分場跡地における太陽光発電設備設置に当たっては「廃棄物最終処分場等における太陽光発電の導入・運用ガイドライン」を準拠し、 適切な処分場管理を妨げることがないようにすること。
県が発電施設 の特性に応 特性に応 場 特に配 場 断 す る 事 項	・避難指示区域の指定状況(解除された地域も含む) ・除染の状況 ・空間放射線量率	・県Webサイト「ふくしま復興ステーション」 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/) ・各市町村復興関係課への確認 ・原子力規制庁への確認 ・放射線モニタリング情報共有・公表システム(https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/) ・福島県放射能測定マップ (http://fukushima-radioactivity.jp/pc/)	・事業実施に伴い、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える土砂や廃棄物が生じる恐れがあることを考慮し、事前に処理方法等の検討を行い、関係機関と調整を行うこと。関係機関との調整を踏まえ、必要に応じて事業実施想定区域内の空間放射線量率や土砂等の放射性物質濃度を、事業実施前に適切な方法により測定する等の対応を行うこと。 ・事業実施に伴い発生する放射性物質に汚染された可能性のある土砂や廃棄物について、事前に処理方法等を関係機関と調整すること。 ・またこれらにより発生した土砂や廃棄物は「放射性物質汚染対処特措法」や「福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方」等に準拠し適切に処理すること。 ・事業実施に当たっては、土砂や粉じん又は濁水等の飛散・流出対策を講じるなど、周辺環境への影響に配慮すること。 ・事業に伴い発生する伐採木は、ガイドライン等(※)を参考に適切に取り扱うこと。※福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針(平成26年12月17日)、林地開発に伴う伐採木の取り扱い(平成29年2月17日)

• EADAS

https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/

# 【別表2】 風力発電設備に係る考慮すべき事項

**	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方
考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
①環境の自然的	り構成要素の良好な状態の保持に関	する事項	
	・保全対象施設(学校、病院、	· EADAS	・風力発電設備の設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔を 1 k m程度確保すること。
騒音による影	特別養護老人ホーム、保育所 等)の分布状況	・各市町村教育委員会ホームページほか	・保全対象施設や住宅への騒音による影響を調査、予測し、その結果に 応じて必要な環境保全措置を検討・実施すること。
響	・区域の区分の確認(騒音規制	・各市町村環境担当課への確認	・騒音による影響が懸念される場合には、パワーコンディショナ等への 囲いや、保全対象施設との境界部に防音壁等を設置するなどの防音対策 を講じること。
	法)	1 1 1 1 3 1 3 3 5 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・適切な維持管理を行い、異常音等が発生しないか確認し、異常時には 早急な対応ができるメンテナンス体制を整えること。
	・特別排水規制水域及び地下水 水質保全特別区域の指定の有無	・県環境関連課、各市町村環境担当課への 確認	・事業実施に当たり、当該区域を含む場合には、環境に影響を及ぼすお それがないか調査し、必要な措置を講ずること。
	・事業に伴う排水の状況	・県環境関連課、各市町村環境担当課への 確認	・コンクリート工事等によりアルカリ排水が発生するおそれがある場合 等、事業活動に伴う排水は、適切に処理して排水すること。
	・地域の降水量の状況	・気象庁ホームページ「過去の気象データ 検索」 (https://www.data.jma.go.jp/obd/stats /etrn/index.php)	・過去の気象状況を確認し、大雨による影響が懸念される場合には、造成工事を行う時期を調整すること。
			・降雨時に事業地からの排水による水濁が確認された場合に、適切に対 処できるよう管理体制を十分に整えておくこと。
水の濁りによ	・保安林・地域森林計画対象森 林の分布状況(森林法)	<ul> <li>・EADAS</li> <li>・関東森林管理局への確認</li> <li>・県農林事務所森林林業部への確認</li> <li>・森林計画図</li> <li>・ふくしま森マップ (https://www2.wagmap.jp/fukushima-shinrin/Portal)</li> </ul>	・事業実施の検討に当たっては、雨水の流出量や浸透・涵養量の変化について適切に調査を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回 避又は低減すること。
る影響			・伐採・伐根を伴う造成工事を行う場合、植物又は構造物で法面を被覆するなど、地表を流れる雨水による浸食を防ぐ対策を検討し、実施すること。
	・河川の漁業権の設定の状況	・EADAS ・平成二十五年九月三日付け福島県報号外 第六十一号別冊「第五種共同漁業権免許」	・排水先の河川に漁業権が設定されていたり、飲料水、農業用水等へ使用されている場合には、調整池による洪水流用の抑制を行うことに加え、仮設沈砂池や濁水処理施設等の設置を検討すること。
	・保護水面の指定の有無(水産 資源保護法)	・EADAS ・福島県漁業調整規則(令和2年福島県規 則第68号)	また、事業区域内に保護水面が設定されている場合は、水産資源保護 法第二十二条第一項にもとづき必要に応じて都道府県知事又は農林水産 大臣の許可を受けること。
	・河川の利用状況(飲料水、農 業用水等)	· EADAS	
	・湖沼等の位置と規模、貯水量	· EADAS	・水のかん養機能等に留意した造成計画を検討すること。
		•	

老唐社免责语	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方
考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
重要な地形及	・注目すべき地質・地形の存在	・EADAS ・地形図、国土基本図、土地条件図 国土 地理院(https://maps.gsi.go.jp/) ・日本の地形レッドデータブック第 1 集 (日本の地形レッドデータブック作成委員 会) ・主要土地のボーリング調査など	・事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合は、その周辺環境も保全し、周囲と一体的に残存させるよう事業を行うこと。
び地質への影響	・国・県が指定する地形、地質 に関する天然記念物の存在の有 無(文化財保護法・福島県文化 財保護条例)	福島県教育委員会ホームページ「ふくしまの文化財情報」 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ edu/bunkazai01.html)	・国、県が指定する地形、地質に関する天然記念物が存在する場合は、
	・温泉保護地域等の設定の有無 (温泉法)	・県温泉関連課への確認	・福島県保護利用対策要綱に設定されている温泉保護地域、温泉準保護 地域を事業区域に含める場合は、温泉法等の関係法令等に留意するこ と。
	・土砂災害警戒区域、土砂災害 特別警戒区域の指定の有無(土 砂災害防止法)	・各市町村等が作成するハザードマップ ・県建設事務所及び砂防事務所へ確認	・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(土石流)の上流域において事業区域を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域を検討すること。
	・土砂災害危険箇所(土石流危 険渓流、地すべり危険箇所、急 傾斜地崩壊危険箇所)の有無	・県建設事務所への確認 ・県農林事務所森林林業部への確認 ・福島県河川流域総合情報システム (http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/ ) ・ふくしま森まっぷ (https://www2.wagmap.jp/fukushima-shinrin/Portal)	・事業区域内または上流の残流域部分に、土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区に指定された地区が存在する場合は、残流域の面積、渓流勾配などを勘案し、施設規模を検討のうえ災害が助長・誘発されることがないよう適切な防止策を検討すること。
	・山地災害危険地区(山腹崩壊 危険地区、地すべり危険地区、 崩壊土砂流出危険地区)の有無 (林野庁長官通達)		
土地の安定性 への影響	・土地の災害履歴	・国土交通省土地保全図(災害履歴図 https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/tochimizu/ F5/MAP/507003.jpg) ・県災害関連課、各市町村災害関連課の所 有する関係資料	・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、 土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識 するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実 施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な整備を行うこと。
	・河川保全区域、海岸区域、海 岸保全区域の指定の有無(河川 法、海岸法)	・河川管理者へ確認	・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、審査を行い、 当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにす ること。
		· EADAS	・斜度30度以上の斜面には、発電設備を設置しないこと。
	・斜度、高低差の状況	・地形図、国土基本図、土地条件図 (国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/)	・事業区域に斜度30度以上の急傾斜地及びそれに隣接する土地が含まれる場合には、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されることがないよう、適切な防止策を講じること。
	・盛土、切土の有無	・県建設事務所への確認	・事業実施に伴い盛土、切土を行う場合には、法令・条例等で定められる基準等を確実に遵守し、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工などの、土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じること。
る生活環境へ	・保全対象施設(学校、病院、 特別養護老人ホーム、保育所 等)の分布状況	・EADAS ・関係部局が示す情報	・シャドーフリッカー(風力発電機のブレードの影が回転し、明滅が生じる現象)の影響を低減するため、風力発電機の影が保全対象施設や住
の影響	・住宅の分布状況	지부터 로 시 V 마시비 게이스	宅に長時間重ならないよう、風力発電機の配置を検討すること。

	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方
考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
②生物の多様性	L Eの確保及び自然環境の体系的保全	L Èに関する事項	山色 20 3 水水ン小工 **ソルエの印版と作所するだりの旧色/
		・河川水辺の国勢調査の生物調査結果(国土交通省) ・生態系被害防止外来種リスト(環境省) ・県等の所有する既存アセス事例 ・レッドデータブック(環境省) ・レッドデータブックふくしま(福島県) ・レッドリスト(環境省)	・動物の繁殖や生息条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、地下工事等を避けること。
動物の重要な 種及び注目す べき生息地へ の影響	・注目すべき動物の生息状況	・ふくしまレッドリスト(福島県) ・自然環境保全基礎調査結果(環境省) ・学術調査、学術論文 ・各市町村誌、県自然保護関連課、各市町村自然保護関連課資料等 ・地元の研究者等からの聞き取り	・注目すべき種及び個体群のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。
	・国内希少野生動物種の生息状況 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)	環境省HP「国内希少野生動植物種一覧」 (http://www.env.go.jp/nature/kisho/do mestic /list.html)	
	・国・県が指定する動物に関する天然記念物の存在の有無(文化財保護法・福島県 <del>県</del> 文化財保護条例)	福島県教育委員会ホームページ「ふくしまの文化財情報」 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/bunkazai01.html)	・事業区域において、希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。
		査結果 ・環境省生物耐用性センターホームペー	・注目すべき個体、集団、種及び群落のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生育場所の土地の改変を行わず、その生育環境の保全に必要な条件(水象、日照等)を確保するなどにより、将来わたって残存させること。また、万が一生態系に影響が生じた場合には、原状回復及び回復措置を行うこと。
植物の重要な種及び重要な	・注目すべき植物の生育状況	・レッドリスト(環境省) ・ふくしまレッドリスト(福島県) ・植物群落レッドデータブック(日本自然 保護協会、1996) ・学術調査、学術論文 ・各市町村誌、県自然保護関連課、各市町 村自然保護関連課資料等 ・地元研究者等からの聞き取り	・注目すべき植物の生育立地の条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、工事等を避けること。
群落への影響	・特定植物群落、巨樹・巨大林 等の分布状況	· EADAS	・注目すべき個体への影響がないよう、造成区間の縮小、区域の変更等により、注目すべき植物の育成環境、植生、土壌、保全機能等の減少、 低下等をできる限り抑えること。
	・国内希少野生動物種の生息状況 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律)	環境省ホームページ「国内希少野生動植物種一覧」 (http://www.env.go.jp/nature/kisho/do mestic /list.html)	・事業区域において、希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合
	・国・県が指定する植物に関す る天然記念物の存在の有無(文 化財保護法)	福島県教育委員会ホームページ「ふくしまの文化財情報」 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ edu/bunkazai01.html)	は、原則として事業区域に含めないようにすること。
	・風力発電に係るセンシティビ ティマップ	· EADAS	計画地又はその周辺及び下流域に渡り鳥の移動ルート、希少猛禽類の生息域又はコウモリ類のコロニーが存在する場合は、文献調査や現地調査による分布状況等を踏まえ、追加の調査、検討及び措置を行い、それらに与える影響を回避又は極力低減すること。

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として
<b>考</b> 應	収集すべき情報	収集方法	(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保室のための収組」として 位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	・自然公園に係る普通地域の該 当の有無(自然公園法、福島県 立自然公園条例)	· EADAS	・事業区域に自然公園に係る普通地域が含まれる場合には、主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、また、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと、かつ、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
地域を特徴づ ける生態系へ の影響	・自然環境保全地域(福島県立 自然公園条例)、緑地環境保全 地域(福島県自然環境保全条 例)及び県指定鳥獣保護区(鳥 獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律)の指定の 有無(福島県自然環境保全条 例)	・県自然保護関連課への確認	・事業区域に当該区域が含まれる場合には、事業実施前に生態系への影響を及ぼすおそれがあるかどうかを調査し、生態系に影響をおよぼさないよう必要な措置を講ずること。
③人と自然との	)豊かな触れ合いの確保に関する事	·項	
		概要と景観関係法令」	・景観形成重点地域内で事業を行う場合には、景観法、条例に基づく景観計画に定める「景観形成基準」並びに事業計画策定ガイドライン(風力発電)を遵守すること。
	・景観形成重点地域の指定の有 無(景観法)		・条例規則で定める、眺望点(※)から見た完成予想図を作成し、景観への影響を確認すること。 ※眺望点:地域にとって重要な景観を眺望できると県が指定した箇所又は不特定かつ多数の者が利用している眺望する箇所
主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な			・眺望点や稜線、斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避け、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、違和感が生じないよう施工方法を工夫し、周辺景観との調和に配慮すること。
眺望景観への 影響	・周知の埋蔵文化財包蔵地登録 の状況(文化財保護法)	・各市町村文化財担当課等への確認	・事業区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれる場合には、文化財保 護法により協議を実施し、必要な保護措置を実施すること。
	・指定・登録等文化財(重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、史跡名勝天然記念物		・事業区域内に重要文化的景観を含まないこと。また、事業区域が重要文化的景観に近接している場合には、県で指定した眺望点等からみた完成予想図を作成するなど、景観への影響を確認し、指定・登録等文化財を損なうことがないようにすること。
	等)等 の有無(文化財保護法)		・過去に歴史、文化的に重要な経過を持つ土地の場合には、原則として 事業区域に含めないようにすること。
主要な人と自	・キャンプ場、公園、登山道、 遊歩道、自転車道等の自然との 触れ合いの活動の場の状況	・各市町村環境担当部署への確認 ・全国観光情報ファイル ・観光便覧、観光パンフレット	・事業区域内に人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。また、人と自然との触れ合いの活動の場の利用に影響が想定される場合には、影響の大きい時期を避けて事業実施を行うことを検討すること。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・自然と触れ合うイベント等の開催状況	・EADAS ・各市町村関係課への確認 ・県、各市町村が発行する機関誌など ・自然体験活動等を実践するNPOの資料	・事業区域近郊で、自然と触れ合うイベント等が開催される時期においては、工事等を避けるなどの配慮を行うこと。

	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方
考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
④その他都道府	I F県が発電施設の特性 <mark>、地域特性に</mark>	応じて特に配慮が必要と判断する事項	位色 37 8 水光 3 水土 3 位土 6 出版 6 曜水 7 8 位 初 6 目色 7
	・県営林の有無(福島県県営林 事業用公有財産取扱要綱)	・県各農林事務所森林林業部への確認	・促進区域に設定された場合、県営林内で事業を行う場合は法令で定める手続きを行う必要があるため、事業の計画段階から適正な配置を確保できるか、検討すること。
	・要措置区域及び形質変更時要 届出区域の指定の有無(土壌汚	基づく要措置区域等の指定状況」	・要措置区域内で事業を行う場合には、土壌汚染対策法第9条各号に該 当するか確認をし、該当しない場合には土地の形質の変更を伴う工事は 行わないこと。
	染対策法)	(https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/ 16035c/dojo-kuiki.html) ・各中核市環境関連部局への確認	・形質変更時要届出区域内においては、土地の形質の変更に着手する前 に、環境省令の定めに従い届出等を行うこと。
	・歴史的風致維持向上計画で定める重点区域の指定の有無(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)	・各市町村歴史的風致関連課ホームページ より確認	・重点区域内に事業区域を含まないよう検討すると共に、重点区域内の 重要文化財や史跡等、主要な視点場から見えない位置に設けたり、周辺 景観との調和に配慮すること。
その他都道府 県が発電施設	・地区計画の区域の策定状況 (都市計画法)	・各市町村都市計画関係部署への確認	・事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた 目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を 行うこと。
の特性、地域 特性に応じて 特に配慮が必 要と判断する 事項	・周辺の発電設備の位置等	・EADAS ・資源エネルギー庁ホームページ「固定価 格買取制度事業計画認定情報 公表用ウェ ブサイト」(https://www.fit- portal.go.jp/PublicInfo)	・既存の施設または計画中の施設に近接する場合は、騒音の影響及び発 電機の影の影響の累積を踏まえ、適切な環境配慮を講じること。
	・設置後の維持管理計画及び事 業終了後の処分計画の有無	・事業計画策定ガイドライン(風力発電) (https://www.enecho.meti.go.jp/catego ry/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_ 2017/legal/guideline_wind.pdf)	・検討した環境配慮の対策に基づき定期的に発電設備等の状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。また、故障、災害等による損傷及び事業終了後の設備の放置や不法投棄を防ぐため、適切な撤去・処分について事前に計画すること。計画策定に当たっては、資源エネルギー庁作成の事業計画策定ガイドラインを準拠すること。
	・過去の土壌汚染の確認	<ul><li>・各市町村環境担当課への確認</li><li>・県地方振興局環境担当課への確認</li></ul>	・過去に工場・事業場・廃棄物の処理施設等で使用された土地の場合に は、改変による河川・地下水への影響に配慮すること。
	・地域住民の風力発電への声	・アンケートの実施 ・各市町村関係部局による確認	・事業実施に当たっては、地域住民から寄せられた意見等に配慮するとともに、説明会を開催するなど積極的な情報公開に努め、住民への説明を十分に行うこと。
	· 森林整備関係補助事業施行地	<ul><li>・各市町村森林担当課への確認</li><li>・県各農林事務所森林林業部への確認</li></ul>	・事業施行地である場合は、転用制限期間等を確認の上、必要に応じて 区域から除外すること。

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として
为感烈家事负	収集すべき情報	収集方法	位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	・周辺の農地の位置等	・各市町村農業委員会への確認	・再工ネ設備及び付帯設備と農地の間に適切な距離を確保し、周辺農地における日照及び通風等に支障を及ぼさないように配慮すること。 ・再工ネ設備及び付帯設備の事業地に適正な規模の排水施設を設けるなど、周辺農地の農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないように配慮すること。
	・緑の回廊	・関東森林管理局に聴取	・促進区域の検討に当たっては、関東森林管理局や県とよく相談すること。また、緑の回廊の設置趣旨を踏まえ、緑の回廊における促進区域の設定は極力避けること。
その特性に配料では、おいまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、 おい のいま はい おい のい はい かい おい はい	・避難指示区域の指定状況(解 除された地域も含む) ・除染の状況 ・空間放射線量率	・県Webサイト「ふくしま復興ステーション」 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/) ・各市町村復興関係課への確認 ・原子力規制庁への確認 ・放射線モニタリング情報共有・公表システム(https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/) ・福島県放射能測定マップ (http://fukushima-radioactivity.jp/pc/)	・事業実施に伴い、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える土砂や廃棄物が生じる恐れがあることを考慮し、事前に処理方法等の検討を行い、関係機関と調整を行うこと。関係機関との調整を踏まえ、必要に応じて事業実施想定区域内の空間放射線量率や土砂等の放射性物質濃度を、事業実施前に適切な方法により測定する等の対応を行うこと。 ・事業実施に伴い発生する放射性物質に汚染された可能性のある土砂や粉じん等について、事前に処理方法等を関係機関と調整すること。 ・またこれらにより発生した土砂や廃棄物は「放射性物質汚染対処特措法」や「福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方」等に準拠し適切に処理すること。 ・事業実施に当たっては、土砂や粉じん又は濁水等の飛散・流出対策を講じるなど、周辺環境への影響に配慮すること。 ・事業に伴い発生する伐採木は、ガイドライン等(※)を参考に適切に取り扱うこと。※福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針(平成26年12月17日)、林地開発に伴う伐採木の取り扱い(平成29年2月17日)

·EADAS

https://www2.env.go.ip/eiadb/ebidbs/